

# 令和7年度 第1回 門真市立学校いじめ防止対策審議会 議事録

開催日時	令和8年3月9日(月) 18:01 ~ 19:03
開催場所	門真市役所 本館2階 大会議室
出席者	峯本耕治(弁護士)、足立賢介(弁護士)、 阿部彩(臨床心理士)、加藤愛章(医師)
事務局	水野知加子教育部長、峯松大輔教育部教育監 大倉善充教育部次長、高山拓也教育部総括参事 太田雅貴学校教育課長、田中力学校教育課課長補佐、 服部匡紘学校教育課副参事、久留米一生学校教育課副参事
傍聴者 議事	0名

## 事務局

では定刻となりましたので、令和7年度門真市立学校いじめ防止対策審議会を開催いたします。本日は、何かとご多忙の中、ご出席いただき誠にありがとうございます。本日司会を務めます、教育部学校教育課長の太田でございます。よろしく願いいたします。それでは、開催にあたりまして、教育部長水野より、挨拶を申し上げます。

## 事務局

ただ今、紹介にあずかりました教育部長の水野でございます。令和7年度門真市立学校いじめ防止対策審議会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

平素は、本市教育行政にご理解とご協力を賜りまして、厚くお礼申し上げますとともに、会長をはじめ、委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、ご参集をいただきまして、重ねてお礼を申し上げます。

本審議会は、いじめ防止対策推進法第14条第3項に規定される「いじめ防止対策を実効的に行うようにするための附属機関」として、令和6年度から毎年定例的に開催することといたしております。

昨年度の会議におきましては、委員の皆様から示唆に富んだご意見等を多くちょうだいいたしまして、ご意見を踏まえ、教育委員会と市立学校の今年度の取組を、いじめ防止対策の推進状況として、後ほど担当よりご報告をさせていただく予定としております。

引き続き委員の皆様方には、専門的な見地から様々な御意見、御指導賜りますようお願い申し上げます。

## 事務局

それでは、議事に入る前に、まず委員の皆様をご紹介させていただきます。弁護士 峯本耕

治様でございます。

**委員**

峯本です。よろしくお願いいたします。

**事務局**

同じく委員 兵庫県立大学教授 竹内和雄様でございます。なお、本日はご欠席です。  
同じく委員 弁護士 足立賢介様でございます。

**委員**

足立です。よろしくお願いいたします。

**事務局**

同じく委員 臨床心理士 阿部彩様でございます。

**委員**

阿部でございます。よろしくお願いいたします。

**事務局**

同じく委員 医師 加藤愛章様でございます。

**委員**

加藤です。よろしくお願いいたします。

**事務局**

教育部長 水野知加子でございます。

**事務局**

水野でございます。よろしくお願いいたします。

**事務局**

教育部教育監 峯松大輔でございます。

**事務局**

峯松でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

**事務局**

教育部次長 大倉善充でございます。

**事務局**

大倉でございます。よろしくお願いいたします。

**事務局**

教育部総括参事 高山拓也でございます。

**事務局**

高山です。よろしくお願いいたします。

**事務局**

学校教育課課長補佐 田中力でございます。

**事務局**

よろしくお願いいたします。

**事務局**

学校教育課副参事 服部匡紘でございます。

**事務局**

よろしくお願いいたします。

**事務局**

学校教育課副参事 久留米一生でございます。

**事務局**

よろしくお願いいたします。

**事務局**

最後に私学校教育課長の太田雅貴でございます。改めましてよろしくお願いいたします。

次に、お手元の資料の確認させていただきます。

- 1点目 配席図
- 2点目 審議会委員名簿
- 3点目 会議次第
- 4点目 資料1 門真市附属機関に関する条例（抜粋）
- 5点目 資料2 審議会等の会議の公開に関する指針
- 6点目 資料3 「再発防止に向けての提言を受けて」（R6年度の資料の写し）
- 7点目 資料4 R6年度門真市立学校いじめ防止対策審議会における委員からのご意見（事務局取りまとめ）

8点目 資料5 いじめ重大事態の発生状況等について

9点目 資料6 令和7年度 いじめ重大事態一覧表

以上でございます。すべて揃っておりますでしょうか。これ以降の議事進行につきましては、会長をお願いいたしますが、会長以外の皆様方、ご発言に際しては、お手元のマイクのボタンを押してからご発言いただきますようお願い申し上げます。それでは会長、よろしく願いいたします。

## 会長

はい。それでは、私のほうから議事進行させていただきます。

まず、最初に次第、議事に入る前に本会議は、資料2のですね、「審議会の会議の公開に関する指針」に基づいて、原則公開ということになっております。ただし、次第2の「いじめ重大事態の発生状況等について」は個人情報保護の観点から非公開にするということを考えておりますので、よろしく申し上げます。最初に議事録の作成・公表に関わって、事務局から説明をお願いします。

## 事務局

はい、まず会議録の取扱いについてでございます。本審議会は、資料2「審議会等の会議の公開に関する指針」第7条に基づき、ボイスレコーダーで録音させていただき、会議終了後2週間をめぐり、全文筆記で作成することを原則とさせていただきます。ただし、全文筆記については、「てにをは」等発言内容に齟齬が生じない範囲で修正及び簡略化させていただくことがあります。

次に、会議録の公表についてでございます。

次第1は指針第8条に基づき、会議録を情報コーナー等で閲覧に供することにより公開、次第2については指針第9条に基づいて、公表可能な「議題」のみ公表することとします。説明は以上でございます。

## 会長

ありがとうございます。それでは、次第1のいじめ防止対策の推進状況について、最初に事務局のほうから御説明をお願いします。

## 事務局

失礼いたします。それでは、「いじめ防止対策の推進状況について」ご報告いたします。

昨年度の定例回から、1年経っておりますので、はじめにこれまでの流れをふり返らせていただきます。

資料3をご覧ください。これは昨年度の審議会においてご提供した資料です。

門真市立学校いじめ防止対策審議会から、令和5年12月18日付け「いじめ重大事態調査報告書」の中で、「再発防止に向けての提言」としていただいたのは、具体的に以下の9点の提言事項でした。

提言事項1、「法が定める「いじめの認知」と「組織的ないじめ対応」の必要性に関する意

識の徹底とその体制整備」

提言事項 2、いじめの定期アンケートの効果的な活用。

提言事項 3、生徒指導体制におけるチーム支援体制の確立。

提言事項 4、特別支援教育と生徒指導の効果的な連携体制の構築。

提言事項 5、ハイリスクのいじめ事案の防止と対応方法についての教職員研修の実施。

提言事項 6、SC、SSW、スクールロイヤー等の専門職をより早期に活用できる体制の整備と積極的な活用。

提言事項 7、サポートチーム以外の外部専門家のチーム支援を受けることができる体制の整備。

提言事項 8、自殺リスクを示す症状・シグナルの理解と児童精神科医等の専門家に早期に相談できる体制の整備。

提言事項 9、生徒向けの人権教育、いじめの予防教育の充実。

これら 9 点の提言事項について、昨年度、右側にございます「いじめ防止対策の推進状況」に記載しているような本市の施策・取組をご説明し、活発な審議・議論の上で、委員の皆様から示唆に富んだ意見を多くいただきました。

こちら事務局において概要を取りまとめさせていただきましたので、資料 4 をご覧ください。

では、9 点の提言事項や、昨年度にご意見いただいた部分をベースに、今年度の取組や、学校における好事例、そして課題を感じている事例などについて、生徒指導担当よりお伝えいたします。

## 事務局

失礼します。着座にて失礼します。それでは、資料 4 について、特に今年度の状況を中心に お伝えします。

まず「1」について、各 SSW が各校のいじめ対策委員会を含めたケース会議に可能な限り参加するのはもちろんのこと、訪問時にスクリーニングシートや生指関係資料等を見ながら気になるケースについて確認・助言を行っております。併せて、より良い学校の組織体制の構築や、専門家や関係機関との多職種連携についても助言をしております。いくつかの学校については、いじめや不登校についての定期的な共有・検討会議を SSW の来校に合わせて実施する形にしたと聞いております。また、SSW が持つ情報のうち特に気になるものについては、即座に市教委担当指導主事と共有をし、対応検討をしております。

次に「2」について、統一様式による年度当初の校内研修は次の 4 月で 3 年目を迎えますが、各校からの実施報告をふまえて内容を更新しながら実施をしております。特にワークについては、法の定義に基づいた認知を行うため、「加害者の被害性」等、捉え違いがちなケースを取り上げるなどして、適切な対応につなげるよう努めております。各校からは教職員の反応をふまえ、有効な研修であるという風な報告を受けております。

続いて「3」及び「4」について、SC や SSW の実践的活用に向けて、府配置 SC には市独自でも SC 連絡会を年 2 回実施、市の子ども悩み相談サポートチームのカウンセラーや SSW 等については毎月 1 回のサポートチーム連絡会を実施し、単なる情報交換だけでなく、ケースへの関

わりや専門家としての視点について協議・検討しております。また、各専門家の相互連携についても直接、勤務曜日の違いで直接が難しい場合は学校を通して行い、途切れないケース対応を意識しております。

また、市内で生徒指導上の課題が著しく大きい中学校に対して、スクールロイヤーを中心に、多くの専門家が延べ8回にわたって行った伴走支援が、本市における「多職種連携」の一つの形になりました。具体的には、管理職と首席、児童生徒支援コーディネーター等、学校体制の中心となる教職員と、SL・SCSV・SSWSV・市教委等が年間5回ほど当該校に集まりまして、「“荒れ”をはじめとした生徒指導上の課題」「保護者対応の限界設定」「学校の取組方針と生指マニュアルの検証」「教職員のベクトル揃えと体制の構築」等について、各教室の授業の様子を参観して回ったり、会議室でそれぞれの専門性から協議したりする取組を続けました。また、それに関連させる形で「SCSV から教職員に対する対話型研修」や「SSW による“解決志向のケース会議”のための教職員研修」などの各専門家による教職員研修や、「当該校のポジティブ行動支援の校内研修や他市への視察報告」「市教委の授業改善・探究的な学び担当と、当該校の学力向上担当が連携した“日常の授業を変える”取組み」なども行い、出席できなかった専門家には市教育委員会からレポートをお送りすることで情報共有もはかりました。なかなか、当該中学校において生徒指導上の課題が一気に回復する等の目覚ましい成果が得られたというわけにはまいりませんでした。が、学校運営の中心となる教職員はもちろんのこと、参加した専門家からも「“荒れ”を改善するための“授業改善”や、“困難な生指課題”に立ち向かうための“教職員の心理的安全性”など、他の専門家や教員と深く対話ながら、一緒に改善策を模索するという非常に学びの多い取組になった。」というふうな声を頂いております。

次に「5」について、中心教員としては、府の児童生徒支援コーディネーター配置校についてはこの者が、未配置校については生徒指導担当教員が担うものと考えますが、年間複数回実施しているコーディネーター連絡会や生徒指導研修をとおして、ケース会議だけでなく生徒指導上の諸課題対応についてスキルアップを図っています。各校においても、教員の抱え込みやいじめへの認識不足が、認知漏れや対応の甘さにつながってしまうことを防ぐため、生徒指導の関する校内研修を実施しております。ただ、実態としては、中心的役割を担う力にはまだまだ差があり、引き続き、育成が必要であると感じます。

続いて「6」については「スクリーニングチェックのための時間」と「SOS の受け取り方研修」を通常勤務とは、別で実施するための予算措置をしており、今年度も引き続き実施をしております。こうした場面での専門家の視点や助言は教職員のスキルを上げていますし、また今年度の生徒指導研修の中では、専門家から「学童期・思春期の自殺の現状 その関わり方について」やSCSVによる「子どもの心に届く対話法」をテーマにし、子どもたちとの向き合い方全般についてスキルアップを図りました。

次に「7」については、スクリーニングシートの校務支援システム内保管は引き続き実施し、また生徒指導上の記録についても学校内ではサーバー内で保管するなど、可能な範囲でのデータ管理は行っております。しかし、システム構成上の難しさもあって、ありとあらゆる情報の一元管理、データベース化には至っていないのが現状です。

続いて「8」については、これはいじめ問題に限らず不登校や発達課題を抱える子どもたちの対応等も含め、すべての子どもたちの安全安心のため、環境作りや発達支持的生徒指導の推

進、そして特別支援教育の視点をふまえた生徒指導対応に努めております。また、スクリーニングについても、専門家の助言や組織的な対応を通して、教員間の力量の差によることなく子ども達を見守ること、教員の抱え込みや思い込みを無くしていくことなど、効果的な活用を意識しておりますが、個々の教員のスキル底上げについてはまだまだ推進する必要があると捉えております。

次に「9」は記載のとおりとして、「10」に移りますが、専門事業者による SNS トラブル予防授業は今年度で3年目となり、非常に意義のある取組となっている、と各校から聞いています。各対応については、現状は事案報告に対して教育委員会が伴走・助言する形で行っており、例えば、生徒間の性的な画像・動画の送信強要事案などは、内容によっては学校によるいじめ画像・動画等の証拠保全行為が、未成年者のわいせつ動画保持に該当してしまう危険性もあることから、警察との早期連携についても会議の場等で助言しております。なお、ご意見のあった性的動画や先日国からの通知がありました暴行動画については、現状、大きな拡散や警察との本格的な連携に至る事案は確認されておりませんが、本市においても SNS に関連するようなトラブルは一部生起しているところではあります。

続いて「11」ですが、門真市では子どもの自主性・主体性を目指した授業改善や、「ルールメイキング」等子どもたちが自分たちで“安心できる”“居心地の良い”学校を作る取組を推進しておりまして、子どもたち自身が主体性をもって考える機会は増えています。いじめ問題についても弁護士によるいじめ予防授業だけでなく、各校で様々な取組みや授業を行っており、それもふまえて児童会や生徒会が取り組みを計画、実施している学校も増えていると聞いております。一方で、予防授業の中では「それがいじめだと思ってなかった」「お互いさまの喧嘩だ」など、子どもたちの中でもいじめとは何かを考える機会は一層必要だなと感じております。

最後に「12」については記載したように、認知のタイミングがアンケート実施後に多く、それ以外の時期が少ないという学校が一部見られまして、そこについては指導助言を続けながら、日常からの見取りの意識が向上するように努めています。また、解消確認についても「3カ月後」だけではなく、それまでの期間も含めた見守りや、必要に応じた当該児童生徒への声掛けについても助言し、各校の意識も高まっているものだと捉えております。

長くなりましたが、以上、事務局からの報告でございます。

## 会長

はい、ありがとうございます。それでは、今のご報告について、いじめ防止対策の推進状況についてのご報告に関して、御質問や御意見がありましたら、お話しいただければと思います。

## 委員

すみません、〇〇です。昨年の意見が出たものに対して、適切に御対応頂いているかと思いますが、ご尽力されたことと思います。ありがとうございます。ただ、幾つかちょっと状況の確認というか教えていただきたいことがございます。

まず、4番目との関係で、保護者対応の限界設定のお話とか、それと裏表の関係性にあるように思いますけれども、教職員の心理的安全性というお話も出てきたかと思うんですけれども、非常に難しい問題かと思うんですが、この保護者対応の限界設定という具体的にどの

ような話が出ているのかというのを少し教えていただけますでしょうか。

## 事務局

はい、ありがとうございます。失礼いたします。御指摘頂いたように、非常に難しい話です。まず、保護者対応のガイドライン等作成なさっている自治体があることはこちらでも把握しているんですが、本市においてガイドライン化であるとかマニュアル化、そこに対してスクールロイヤーの助言を頂きながら、いわゆる明文化していく。これはまだそこには取りかかっていない状況でございます。

次に、ケース対応における、保護者対応でどこまでの時間をとか、何時以降のことについてはもうお断りするとかについては、市として明確な通知を出しておらず、もう現状個別のケースにおいてかなり困難化し、必要な事案についてスクールロイヤー等の御支援を頂きながら設定しているっていうのが、1番の現状に近いところかなと思っております。後にも少し出てまいります。その中で最も苦慮している対応としては、いわゆるいじめの被害者の保護者からの要求事項が、学校それから加害の生徒児童にとってなかなか受入れがたいものであったり、ちょっと過度なのではといったような場合についての保護者対応の限界設定が最も苦慮している。

2番目に苦慮しているところはやはり教職員個人、ある意味なんていうんですかね、関係性を求めている、あの先生と長く話せるからいいけれども、あの先生を必ず来年も入れてほしいとか、逆にあの先生は信頼ができないから必ず来年は外してほしいとか、そういった教職員個人についての御意見とかが、これを教職員個人とか学校とかが、適切な対応をすべて1から10までとれている事案ばかりでは当然ないわけですし、一部至らない点があったとか、一部教職員に適切でない発言があったこととか当然ございまして、その辺りがあったときにどうするかっていうところでどうしても毎回なっているところがあって、都度個別対応でどこまでの時間を対応するのか、どこまでの話を受入れつつ、解決を図っていくかというところに、正直申し上げて毎回苦慮しながら対応し、こういったところであります。

## 委員

ありがとうございます。ちょっと気になるのは本当に難しい問題と私も分かって申し上げてるんですけども、もう当然ながら、被害児童側の保護者さんからの御意見、無視することがあってはならないわけで真摯に受け止めていただくべきだとは思いますが、他方でそこへの対応を誤った事案で初期対応を誤ったがゆえに、過剰要求がどんどんどんどん拡大していくという事案も散見されるかと思しますので、比較的早期の段階で被害側への対応、加害側でも同じかもしれませんけれども、どこまでという線引きみたいなものっていうのが、ある程度ロイヤー等への相談の中で設定されていくことが望ましいんじゃないかなと。私個人としては考えております。

## 会長

はい。〇〇委員、もしあれば。

## 委員

〇〇です。今回初めて、去年をふまえてこういう会をしていただいたということで、僕自身初めてなんで一回目でしたが、本当大変だったんだろうなと、ご苦労されたんだろうなと。医学的立場というところでちょっと今お答えできないところはあまりないかなと思うんですけども。はい。引き続きご対応いただければと思います。

## 会長

ありがとうございます。〇〇委員、大丈夫ですか。

## 委員

〇〇でございます。昨年度の意見を踏まえてですね、早速に、取り組んで頂きましてありがとうございます。早速取り組んで頂いたことで連携が高まっただけでなく、さらに個々の子どもたちにとって、少しずつ安全な状況がつけられているんじゃないかなという風に思いましたので、引き続きよろしく願いいたします。以上です。

## 会長

はい。〇〇です。

1つは市子ども悩み相談サポートチームを専門職のチームでつくられて、このケースが発動するというか、具体的にどんなケースでどういう、教育委員会に支援要請があがってきて派遣するのかなのでしょうか。

## 事務局

サポートチームについては、通常時から学校の伴走というのを続けてまして、カウンセラーについては、府配置カウンセラーでは賄い切れないようなケースがあるとか、回数的な制約であるとかっていうところをカバーするために日常的に学校に入ってますし、SSWも学校区ごとに担当SSWを決めて、通常学校訪問しながら、助言したりとか相談のったりっていうところはしているところです。

ちょっと、大きな事案が生じた場合には、サポートチームの中で、じゃあロイヤーを派遣しようかとかワーカーがちょっと緊急で入っていかうかとかというところを市教委と連携しながら検討して、サポートチームとしての派遣を行っているという現状です。

## 会長

だから、緊急支援が必要な場面で派遣されるというチームというよりも、日常のいじめ対応に当初からまたそれぞれのニーズに応じて継続的に関わられ支援されてるという、そういう。

## 事務局

はい、事務局〇〇が一部追加でお伝えしておくのと、今おっしゃっていただいたように、日常の部分と緊急対応的なことの両方持っているのと御理解いただくのが1番、悩み相談サポートチームとしてはいいかなと思います。まず、日常的部分は今、申し上げてありますカウンセラーだとかスクールソーシャルワーカーの校区配置、担当を持っておりまして、そこに散って、毎

週の勤務として入っているという。そして、リスクの高い事案とかを持ち帰ってきたら、他の専門家と検討したり市教委と検討したりしながら、そのリスクの高い事案の対応を協議する。

ただそのリスクの高い事案であったりとか、それから、日常の中でもいろんな事案が起こってまいりますので、そういうおっしゃる緊急性が高い事案だとか、それから困難でちょっと対応するのが非常に難しくなるような事案。こういうようなときに、例えばスクールロイヤーであるとか、例えば精神科医。この方々は、正直に申し上げて、担当校区を持って毎週のように入るというような予算はやっぱり難しく、確保が。緊急対応枠としての枠数を持っておりまして、じゃあ使おうってなったときには、最短でいつお越し頂けますでしょうかみたいな調整をした上で、例えば希死念慮が厳しい事案であれば、精神科医等が学校に入っただけのケース会議を行える時間を探す。そのときにももちろんカウンセラーだったりとか当該校のスクールカウンセラーだったりとか、それから市教委の担当者だったりとか、場合によってはいわゆる子家センと呼ばれますそういうところが入っていったほうがよいことが多いですので、その調整が可能な限り、精神科医が入る日にほかの専門家が集まれるよう、市教育委員会の担当が調整する。同じようにいじめ関係であるとか保護者対応の困難事案など、スクールロイヤーの予定を軸として押さえつつ、可能な限りそこにほかの専門家を入れるようにして、学校でケース検討を行う。大体近年はこういう対応をすることが多いかなと思います。

## 会長

はい。緊急対応のときは今みたいな形がありますが、せっかく使えてるんで、先ほどの保護者対応のお話の中にもありましたけれども、大体初期対応、当初の認知をせなあかんやつの認知ができてない、認知したけども最初の被害の保護者の聞き取りが、早期にしっかり聞けてないとか、それから保護者への説明が遅れて、っていうのが、初期対応どうか。この初期対応のところ少し専門職が、そういう研修的なみたいな側面もつかもしれないんですけど、初期対応の学校の動きをうまくやれるサポートみたいな何か、そこをちょっと専門家からその必要性とか、このケースの初期対応をどうしたらええかみたいな、ぱっと相談できるみたいな、使い方もあったらいいかなっていうふうに。ま、今の段階でもいじめ対応されている中で、それぞれの専門性に依拠して、そこに相談をかけていっている使い方と、緊急状態、もうこれちょっとやばいでみたいな段階での知恵みたいな、対応みたいなところを多分、イメージしやすいですけども、初期対応をちょっと、手伝ってあげるみたいな、アドバイスできるみたいながあったらいいかなってちょっとおかしいでしょうって。

## 事務局

ありがとうございます。

## 委員

すいません。今の関係でいいですか。今、会長が、私もほかの自治体でやっている件で、すごく思い当たるのがあってですね、審議会の先ほどの限界設定の話も絡みますけれども、被害側の保護者の訴えに対する初期対応をミスると本当にとんでもないことに発展する事案が多い

ように認識をされていてですね、法的な限界設定もさることながら、被害側の親御さんの特性に応じた説明の仕方であったり、対応の仕方っていうところもミスをすると、もうちょっと取り返しがつかなくなってしまうと敵視されてしまって話が入らないということになりかねないと思うので、そういう意味でその初期対応の面ではカウンセラー先生から保護者の親御さんの特性に合わせた対応の仕方みたいなところも必要に応じて御助言を頂けると、お互いの理解、ずれが生じずに、被害側とも話がうまく進むのではないかなというふうに思うので、この法的な側面でも限界設定もしていただければと思いますけれども、そういった初期の段階でのカウンセラー利用というところもあってしかるべきなんじゃないかなというふうに感じております。

## 事務局

おっしゃるとおりでして、やっぱり初期の対応で、法的に問題あるかないかだけじゃなくて、相手の方の感じ方、説明の受け取り方とかその辺りに合わせた御意見を、専門家を入れながら、いわゆる適切な対応、初期対応につなげていきたいというのは私たちもそう思うんです。

一方で、カウンセラーの勤務頻度であったりとか、それから、市のカウンセラーの派遣できる枠数みたいなものでいくと、ぱっと起きたそのすぐに学校が気安く相談できる状況を担保できたかというところもやっぱりまだまだそこには至らないのかなってというのが正直な感想でもあるところで、やっぱりそのあたりは、私たちも SOS の受け取り方研修を必ず校区に配置しているスクールカウンセラーからするようにしていますけれども、それを市費で予算とってやってる以上は、例えば今言っていたような初期対応における相手方の特性等を踏まえた、いじめの対応の進め方みたいなものも、今後の重要なテーマになりうるものだと思います。また、小学校のスクールカウンセラーが大きく拡充されるということは府教育庁のほうからお聞きしている状況がございまして、そうなってくると、いわゆるカウンセリング対応だけでなく、それらの SOS の受け取り方とか子どもに対する出し方だとかもそうですし、教職員への助言できる機会も増えてまいりますので、その辺りの初期対応に対しての助言等も当たっていただけるように、御意見も踏まえながら進めてまいりたいと考えております。

## 会長

はい。初期対応のところでは、保護者もやっぱり不安がきゅっと高まるので、不安が高まったら大体不信につながるんで、初期の段階でちょっと学校ちゃんと対応すんでって。しっかりその不安を下げてあげるのが、不信につながらないようにしてあげるところが、最初の対応としては、まだちゃんと細かいことも全部分かってない状態の中で、これからケース対応していくわけなので、最初の段階で不安をしっかり聞きとってあげてその不安を下げる、それが学校に対するちょっと信頼を持ってもらえるのか、多分初期対応で1番重要になっているのかなって思うふうになります。

その辺をどこから、ちょっと研修と、先生向けの初期対応の重要性みたいなものを研修と、そこにやっぱりちょっと早い段階での見立てを少しできているほうが絶対いいケースが多いので、専門職のサポートみたいなところを意識したら、持っていただいたらいいのかなと思います。

## 委員

〇〇です。SC の活用というのは、今先生方がおっしゃってた初期対応時の保護者対応ですね、もちろんスクールカウンセラーも対応させてもらいますけれども、SOS の受け取り方の研修もですね、知識だけではなくてやはり保護者の話を受け止める技術というものが、やはりオーソドックスなのは受容とか傾聴になりますけれども、言いなりにならず言い分をしっかりと聞いて気持ちを受け止めるというものが重要な技術でございますので、そういった技術については SC の方も先生方の研修で、知識だけじゃなくて技術練習もできると思いますので、そういった意味でどんと、次年度からですね、SC の配置回数が増えることもありますので、活用していただいて、底上げできたらいいなと思います。はい、以上です。

## 会長

はい。それでは、あと、いじめ重大事態の発生についての報告をいただきまして、終了したいと思います。

(内容は審議会決定により非公開)